

## 「愛知県外来医療計画」の策定について

外来医療については、無床診療所の開設が都市部に偏っていること、診療所における診療科の専門分化が進んでいること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること等の状況にあり、地域によっては協議が十分に行われていない現状にあります。愛知県では、こうした状況に対応するため、「愛知県外来医療計画」を策定しました。

この計画は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づき、地域における医療を提供する体制の確保に関する計画である「愛知県地域保健医療計画」の一部に位置づけます。

### 1 計画の内容

外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を協議する場を設置して、外来医療に係る取組を推進することを目的とするもの。

### 2 計画の期間

2020年度から2023年度までの4年間

### 3 協議事項

- (1) 地域で不足している外来医療機能に関する検討
- (2) 医療機器の効率的な活用に関する事項

### 4 医療機器の共同利用に関する手続きについて

愛知県外来医療計画において、対象の医療機器を購入する際には、当該医療機器の共同利用に係る計画(以下「共同利用計画」という。)を策定し、地域医療構想推進委員会で確認することとしております。対象医療機器を設置する際には、設置後10日以内に、医療機関の開設等の場所を所管する保健所等に、共同利用計画を御提出することとしております。

- (1) 対象医療機器・・・CT、MRI、PET、放射線治療(リニアック、ガンマナイフ)、マンモグラフィ
- (2) 取組の開始日・・・令和3年4月1日